

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成 23 年 5 月 25 日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

【登録変更となる薬剤】

| 登録番号 | 農薬名(商品名) | 農薬の種類名 | 製造者名 |
|-----------|------------|------------|----------|
| 第 19112 号 | モスピラン水溶剤 | アセタミプリド水溶剤 | 日本曹達株式会社 |
| 第 19113 号 | 日農モスピラン水溶剤 | アセタミプリド水溶剤 | 日本農薬株式会社 |

■ 変更内容及び変更理由

【変更内容】

作物名「みつば」の使用時期を「収穫 7 日前まで」から「収穫 7 日前まで 但し、伏せ込み栽培は伏せ込み前まで」に変更する。

【適用表】

〔変更前〕

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | アセタミプリドを含む農薬の総使用回数 |
|-----|--------|--------|------------------|---------------|---------|------|--------------------|
| みつば | アブラムシ類 | 8000 倍 | 100～300 L/10a | 収穫 7 日 前まで | 1 回 | 散布 | 1 回 |

〔変更後〕 下線部が変更箇所

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | アセタミプリドを含む農薬の総使用回数 |
|-----|--------|--------|------------------|---|---------|------|--------------------|
| みつば | アブラムシ類 | 8000 倍 | 100～300 L/10a | 収穫 7 日 前まで <u>但し、 伏せ込み 栽培は伏 せ込み前 まで</u> | 1 回 | 散布 | 1 回 |

【変更理由】

登録維持に必要な追加の資料整備に経費と時間を要するため。

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成 23 年 5 月 25 日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

【登録変更となる薬剤】

| 登録番号 | 農薬名(商品名) | 農薬の種類名 | 製造者名 |
|-----------|--------------|------------|----------|
| 第 22583 号 | モスピラン顆粒水溶剤 | アセタミプリド水溶剤 | 日本曹達株式会社 |
| 第 22584 号 | 日農モスピラン顆粒水溶剤 | アセタミプリド水溶剤 | 日本農薬株式会社 |

■ 変更内容及び変更理由

【変更内容】

作物名「みつば」の使用時期を「収穫 7 日前まで」から「収穫 7 日前まで 但し、伏せ込み栽培は伏せ込み前まで」に変更する。

【適用表】

[変更前]

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | アセタミプリドを含む農薬の総使用回数 |
|-----|--------|--------|---------------|-----------|---------|------|--------------------|
| みつば | アブラムシ類 | 8000 倍 | 100～300 L/10a | 収穫 7 日前まで | 1 回 | 散布 | 1 回 |

[変更後] 下線部が変更箇所

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | アセタミプリドを含む農薬の総使用回数 |
|-----|--------|--------|---------------|--|---------|------|--------------------|
| みつば | アブラムシ類 | 8000 倍 | 100～300 L/10a | 収穫 7 日前まで 但し、 <u>伏せ込み栽培は伏せ込み前まで</u> | 1 回 | 散布 | 1 回 |

【変更理由】

登録維持に必要な追加の資料整備に経費と時間を要するため。

平成23年4月28日

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成23年6月8日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

| 登録番号 | 農薬名（商品名） | 農薬の種類名 | 製造者名 |
|---------|----------|--------|----------|
| 第21111号 | Zボルドー | 銅水和剤 | 日本農薬株式会社 |

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

作物名「なし」を削除する。

作物名「すもも」の使用時期を「－」から「休眠期」に変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

〔変更前〕

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | 銅を含む農薬の総使用回数 |
|-----------|--------|------|------|------|---------|------|--------------|
| なし すもも | 黒斑病 | 500倍 | － | － | － | 散布 | － |

〔変更後〕

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | 銅を含む農薬の総使用回数 |
|-----|--------|------|------|------|---------|------|--------------|
| すもも | 黒斑病 | 500倍 | － | 休眠期 | － | 散布 | － |

【変更理由】

登録維持に必要な追加の資料整備に時間と経費を要するため。

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成23年6月22日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

| 登録番号 | 農薬名（商品名） | 農薬の種類名 | 製造者名 |
|---------|----------|--------|--------------|
| 第15108号 | マデック | MCPB乳剤 | アグロカネショウ株式会社 |

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

- ①作物名「かんきつ」の使用目的「後期落果防止」の本剤の使用回数「1～2回」を「1回」へ変更。
- ②作物名「かんきつ」のMCPBを含む農薬の総使用回数「2回以内（但し、冬期落葉防止、へた落ち防止に使用する場合は1回）」を「1回」へ変更。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

〔変更前〕

| 作物名 | 使用目的 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | MCPBを含む農薬の総使用回数 |
|------|---------|------------|------------------|----------------------------|------------------|----------------|--|
| かんきつ | 冬期落葉防止 | 2000～3000倍 | 300～400 L/10a | 11月～1月 但し、 収穫10日前まで | 1回 | 立木 全面 散布 | 2回以内 (但し、冬期落葉防 止、へた落ち防止 に使用する場合は 1回) |
| | へた落ち防止 | | | 収穫開始予定日の 20～10日前 | | | |
| | 後期落果防止 | | | 着色期から 収穫20日前まで | 1～2回 | | |
| りんご | 着色促進 | 3000～4000倍 | 300～600 L/10a | 収穫開始予定日の 30～20日前 | 1回 | 立木 全面 散布 | 2回以内 |
| | 収穫前落果防止 | 6000倍 | | 収穫開始予定日の 25日前及び15日 前 | 2回 | | |
| 日本なし | | | | 200～300 L/10a | 収穫開始予定日の 14日前 | | |

【変更後】

| 作物名 | 使用目的 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | MCPBを含む農薬の総使用回数 |
|------|---------|------------|------------------|----------------------------|---------|----------------|-----------------|
| かんきつ | 冬期落葉防止 | 2000～3000倍 | 300～400 L/10a | 11月～1月 但し、 収穫10日前まで | 1回 | 立木 全面 散布 | 1回 |
| | へた落ち防止 | | | 収穫開始予定日の 20～10日前 | | | |
| | 後期落果防止 | | | 着色期から 収穫20日前まで | 1回 | | |
| りんご | 着色促進 | 3000～4000倍 | 300～600 L/10a | 収穫開始予定日の 30～20日前 | 1回 | | 2回以内 |
| | 収穫前落果防止 | 6000倍 | | 収穫開始予定日の 25日前及び15日 前 | 2回 | | |
| 日本なし | | | 200～300 L/10a | 収穫開始予定日の 14日前 | 1回 | | |

【変更理由】

作物名「かんきつ」について、現在の登録内容の登録維持に必要な試験成績の追加実施に経費を要するため。

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成23年6月22日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

| 登録番号 | 農薬名（商品名） | 農薬の種類名 | 製造者名 |
|---------|----------|--------|--------------|
| 第20194号 | マデックEW | MCPB乳剤 | アグロカネショウ株式会社 |

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

- ①作物名「かんきつ」の使用目的「後期落果防止」の本剤の使用回数「1～2回」を「1回」へ変更。
 ②作物名「かんきつ」のMCPBを含む農薬の総使用回数「2回以内（但し、冬期落葉防止、へた落ち防止に使用する場合は1回）」を「1回」へ変更。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

[変更前]

| 作物名 | 使用目的 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | MCPBを含む農薬の総使用回数 |
|------|---------------------|------------|------------------|---------------------------|---------|----------------|--|
| かんきつ | 冬期落葉防止 | 2000～3000倍 | 300～400 L/10a | 11月～1月 但し、 収穫10日前まで | 1回 | 立木 全面 散布 | 2回以内 (但し、冬期落葉防 止、へた落ち防止 に使用する場合は 1回) |
| | 収穫開始予定日の 20～10日前 | | | | | | |
| | 後期落果防止 | | | 着色期から 収穫20日前まで | 1～2回 | | |

[変更後]

| 作物名 | 使用目的 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | MCPBを含む農薬の総使用回数 |
|------|---------------------|------------|------------------|---------------------------|---------|----------------|-----------------|
| かんきつ | 冬期落葉防止 | 2000～3000倍 | 300～400 L/10a | 11月～1月 但し、 収穫10日前まで | 1回 | 立木 全面 散布 | 1回 |
| | 収穫開始予定日の 20～10日前 | | | | | | |
| | 後期落果防止 | | | 着色期から 収穫20日前まで | 1回 | | |

【変更理由】

作物名「かんきつ」について、現在の登録内容の登録維持に必要な試験成績の追加実施に経費を要するため。



23生産第699号
平成23年4月26日

九州農政局生産経営流通部長 殿



生産局農業生産支援課長
農業環境対策課長

メラミンを含む石灰窒素（水和造粒品）の取扱について

肥料及び農薬として使用されている石灰窒素のうち、水を加えて造粒する粒状製品（以下「水和造粒品」という。）について、今般、食品衛生法上の規制対象となっているメラミンの含有量が高いものが検出されたことから、国内の製造事業者であるコープケミカル株式会社及び電気化学工業株式会社が当該製品を自主回収することとなりました。

これに伴い、農林水産省としては、別添のとおり消費・安全局農産安全管理課長通知（平成23年4月15日付け23消安第524号）により、輸入肥料・農薬取扱業者に対しても、その取り扱う水和造粒品の自主回収と出荷自粛を要請したところです。

土壌中のメラミンの動態や農作物の移行に関しては現在のところ十分な知見を得られていないところですが、下記のとおり営農指導上の留意点をとりまとめましたので、貴局管内各県及び関係団体に対し、周知いただきますようお願いいたします。

なお、農林水産省としては今後、土壌中のメラミンの動態や農作物に関する情報を収集し、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に規定されている公定規格についてメラミンに関する基準設定のあり方の検討を進めることとしております。

記

- 1 石灰窒素のうち水和造粒品については、当面の間、流通の減少が想定されるので、従来から当該製品を使用している産地においては、他の肥料や農薬を活用するよう栽培指針等を見直すこと。
- 2 1を踏まえて営農指導する際に、自主回収されている製品を農業者等が保管している場合は、使用を控えるとともに、回収方法について販売店等の購入先に相談するよう指導・助言を行うこと。

